大阪府温暖化の防止等に関する条例の概要

参考資料 ９

１ 施行年月日

　平成18年4月1日

２　条例制定の趣旨

大阪府環境審議会答申（平成17 年５月９日）を踏まえ、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の

抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、各主体が一体

となって地球温暖化とヒートアイランドの２つの温暖化の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図るため、

条例を制定

３　主な改正内容

○技術的助言を行うとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策の実施状況等を確認するための事

業所への立入調査等を行うことができる規定を追加（平成24年4月施行）

　　○特定建築物を販売又は賃貸する際に、建築物の環境配慮の評価を記載した標章（建築物環境性能表示）を販

売広告等へ表示することを義務付け（平成24年７月施行）

　　○電気の需要の平準化やエネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進についての規定を追加

　　　（平成25年４月施行）

○延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築・増改築する場合に太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入検

討を義付け（平成27年４月施行予定）

○延べ面積10,000㎡以上の建築物（住宅を除く）を新築・増改築する場合にエネルギーの使用の合理化に関

する法律に基づく省エネ基準に適合することを義務付け（平成27年４月施行予定）

４　事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制、電気の需要の平準化

|  |  |
| --- | --- |
| 温暖化対策指針 | 知事は、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制を行うために必要な事項について「温暖化対策指針」を定め、公表  ① エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量等の算定方法　② 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策　③ 温暖化対策計画書の作成　④ 温暖化対策実績報告書の作成 |
| 事業者の責務 | 事業者は、温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出、人工排熱の抑制、電気の需要の平準化をするための措置を講じるよう努める。 |
| 対策計画書 | エネルギー使用量が相当程度多い者（以下「特定事業者」という。） は、以下の事項を記載した対策計画書を作成し、知事に届出  ① 事業者の氏名及び住所　② 事業所の名称及び所在地　③ 事業の概要　④ 事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策  ⑤ 事業活動に係る温室効果ガスの抑制に関する目標　　等 |
| 実績報告書 | 特定事業者は、以下の事項を記載した実績報告書を作成し、知事に届出  ① 事業活動に係る温室効果ガスの排出量　② 削減対策の実施状況 等 |
| 届出内容の公表 | 知事は、特定事業者対策計画書、実績報告書の概要を公表 |
| 指導及び助言 | 知事は、特定事業者の対策計画書、実績報告書の内容について指導、助言できる。 |

５ 建築物の環境配慮

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物環境配慮指針 | 知事は、建築物の環境配慮を適切に実施するため、「建築物環境配慮指針」を定め、公表  ① 建築物の環境配慮を行う事項、② 建築物の環境配慮措置の評価 等 |
| 建築主の環境配慮義務 | 建築物の新増改築をしようとする者は、建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮の措置を講じるよう努める。 |
| 建築物環境配慮計画書 | 一定規模（延床面積2,000㎡以上）の建築物を新増改築する建築主（以下「特定建築主」という。）は、以下の事項を記載した建築物環境計画書を作成し、知事に届け出る。また、工事完了までに以下の事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。  ① 特定建築主の氏名及び住所　② 特定建築物の名称及び所在地  ③ 特定建築物の概要　④ 建築物の環境配慮のために講じようとする措置  ⑤ 建築物の環境配慮のために講じようとする措置の評価結果 |
| 工事完了の届出 | 特定建築主は、工事の完了を知事に届け出なければならない。 |
| 届出内容の公表 | 知事は、特定建築主から届出のあった建築物環境計画書等の概要を公表する。 |
| 指導及び助言 | 知事は、特定事業者から届出のあった建築物環境計画書等の内容について、特定建築主に対し指導、助言できる。 |

６ 一般電気事業者等の報告書制度等

　一般電気事業者、特定規模電気事業者は、電力需給ひっ迫の恐れがある時期の前後に、電力需給に関する対策計画書と、その実績を記載した対策報告書を作成し、知事に届出、府は概要を公表

７ 温暖化防止に関する啓発等

(１)教育及び学習の振興等

府は、市町村と連携して、教育・学習の振興、啓発活動・広報活動の充実などの措置を講じる。

(２)調査研究

府は、温暖化の防止に関する調査研究を行う。

(３)スマートエネルギー協議会

　府は、府、市町村、府民、事業者及びエネルギー供給事業者相互間の情報及び意見の交換が促進されるための措置を講じる

(４)顕彰の実施

知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制、建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行う。

８ 雑則

（１）報告の徴収

知事は、必要な限度において、特定事業者・特定建築主に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（２）勧告

知事は、届出すべき者が正当な理由なく届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、勧告することができる。

（３）勧告に従わない者の公表

知事は、勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、氏名、住所、勧告の内容を公表することができる。その際には、事前の通知及び意見の聴取の手続きを行う。